

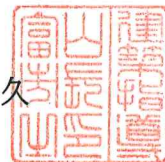
開発行為に関する工事の検査済証

6建指第 511 号

(R07検査004)

令和7年05月20日

富山市長 藤井 裕久



下記の開発行為に関する工事は、令和7年05月01日 検査の結果、都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 開発許可の年月日及び番号

令和7年04月22日 富山市指令6建指第 511 号(R06変更022)

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

富山市 本郷町字水上割209番1 ほか8筆及び市有地

3 許可を受けた者の住所および氏名

富山県魚津市本江997番地1

井川不動産株式会社 代表取締役 井川 源治

4 予定建築物等の用途

分譲宅地(17区画)及び公民館用地

(担当) 活力都市創造部 建築指導課 開発指導係

(TEL) 076-443-2104

開発行為に関する工事の検査済証に対する注意事項について

あなたが許可を受けられた開発行為の完了検査については、別添のとおり証明されましたが、下記の事項に注意してください。

記

1 調整区域においては、この開発許可に係る予定建築物以外の建築物を建築してはいけません。また、用途の変更については、改めて許可を受けなければならないので特に注意してください。

2 開発行為又は、開発行為に関する工事により新たに設置された公共施設の管理及び用地の帰属については、延滞なく引き継ぎ手続きを行ってください。